

産科医療補償制度に係るお知らせ

(平成 26 年 8 月)

◇補償対象者数等と補償申請期限について

産科医療補償制度の補償申請の状況につきましては、関係者の皆様のご協力により、平成 25 年度に新たに補償申請が行われた件数は 526 件（平成 24 年度は 218 件）、この内、本年に補償申請期限である満 5 歳の誕生日を順次迎えている「平成 21 年生まれの児」は 185 件（平成 24 年度は 40 件）と大幅に増加しました。

また、補償申請件数の増加に伴い、平成 26 年 7 月末現在の補償対象者数は、955 人となっており、この内、平成 21 年生まれの児は、343 人となっています。

(平成 26 年 7 月末現在)

児の生年	補償対象者数	補償申請期限
平成 21 年生まれの児	343 人	平成 26 年の満 5 歳の誕生日までであり、 本年 1 月より順次補償申請期限を迎えています。
平成 22 年生まれの児	247 人	平成 27 年の満 5 歳の誕生日までであり、 来年 1 月より順次補償申請期限を迎えます。
平成 23 年生まれの児	192 人	平成 28 年の満 5 歳の誕生日
平成 24 年生まれの児	139 人	平成 29 年の満 5 歳の誕生日
平成 25 年生まれの児	34 人	平成 30 年の満 5 歳の誕生日
合計	955 人	—

◇本制度の周知のお願い（補償が受けられない事態を防ぐために）

当機構では、補償対象と考えられる児が満5歳の誕生日を過ぎたために補償を受けることができないという事態が生じることがないように、昨年に引き続き、広く関係者の皆様に本制度の周知をお願いしているところです。

つきましては、別添の「産科医療補償制度の補償申請期限は満5歳の誕生日までです」と題した医療・福祉関係者向けチラシ、脳性麻痺児の家族向けチラシおよびポスターをご活用いただき、以下につきまして引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

（引き続きお願いしたいこと）

- ① 重度脳性麻痺児のご家族へのお声かけと脳性麻痺児の家族向けチラシの配布
- ② 重度脳性麻痺児と関わる機会の多い医療・福祉関係者へのチラシの配布
- ③ 施設内でのポスターの掲示

【脳性麻痺児の家族向けチラシ・ポスター】



産科医療補償制度の申請期限は
満5歳の誕生日までです

産科医療補償制度は
重度脳性まひのお子様とご家族を支援する制度です

補償対象

- 平成21年1月1日出産したお子様で、次の基準をすべて満たす場合は、補償の対象となります。

合計胎数3産以上で出生体重2,000g以上、または胎数2産以上で所定の条件

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

先天性や産生写真の産後による脳性まひ

※胎数4・5産未満でつくられた場合は、補償の対象となります。

●補償の対象と認定されると、補償金が支払われるとともに、脳性まひ児の療育情報が提供されます。

●詳細については、お近くの分館または下記お問い合わせ先までご確認ください。

お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター 0120-330637 <http://www.sanka-hp.jcqhjc.or.jp/>

※休日は、03-5800-2231までお問い合わせいただけます。

公益財団法人 日本医療機能評価機構

【医療・福祉関係者向けチラシ】



産科医療補償制度の申請期限は
満5歳の誕生日までです

申請期限は児の満5歳の誕生日であり、補償の対象と考えられる脳性麻痺児が、満5歳の誕生日を過ぎたために補償が受けられないことを防ぐ必要があります。産科医療補償制度が開始した年である平成21年生まれの児は、平成26年に満5歳の誕生日を迎えることになります。

補償の対象と考えられる児があらましたら、お近くの分館または最寄りの産科医療補償制度専用コールセンターへ相談されるよう、保護者へおすすめてください。

【産科医療補償制度とは】

分娩に関連して発生した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を減らすとともに、療育分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を蓄積することなどにより、胎児の死亡・早期産死および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

■補償

- 補償金は一児あたり10歳未満の年齢に100万円が支払われます。

■胎児分析・再発防止

- 胎児死または産死の原因を究明し、発生原因の再発防止に資する情報を蓄積させていただきます。
- 胎児死または産死の原因を究明し、発生原因の再発防止に資する情報を蓄積させていただきます。胎児死または産死の原因を究明し、発生原因の再発防止に資する情報を蓄積させていただきます。

■申請期限について

申請できる期間は、児の満5歳の誕生日から満6歳の誕生日までです。

※詳しくは、お近くの分館または最寄りの産科医療補償制度専用コールセンターへお問い合わせください。

公益財団法人 日本医療機能評価機構

本制度の補償申請期限は満5歳の誕生日までです。補償申請には一定の手続きが必要のため、補償申請期限が迫っている平成21年生まれと平成22年生まれの児で、補償対象と考えられる児がおられましたら、お早めに本制度コールセンター（0120-330-637）へお問い合わせいただくようお願いいたします。

産科医療補償制度ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqhjc.jp/>